

お 知 ら せ

本学大学院法学研究科ビジネス法務専攻修士課程（1年制コース・2年制コース）は、平成27（2015）年4月1日、教育訓練給付制度の厚生労働大臣指定講座として再指定を受けました（指定期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日）。

これにより、次に該当する雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者（注1）が、本専攻博士前期課程に入学・修了し、一定の期間内に所定の支給申請手続を行った場合、最高10万円の給付金が支給されます。（省令の改正により、平成19年10月1日以降受講開始者については、従来の20万円から10万円に改正）

①雇用保険の一般被保険者

対象教育訓練の受講を開始した日（本専攻では入学式の日）において雇用保険の一般被保険者である者のうち、支給要件期間（注2）が3年以上あるもの。

②雇用保険の一般被保険者であった者

受講開始日において一般被保険者でない者のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年（注3）以内であり、かつ支給要件期間が3年以上あるもの。

（注1）一般被保険者は、65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）において、自動的に高年齢継続被保険者（一般被保険者であった者）として資格が切り替わるため、65歳に達した日の前日（65歳の誕生日の前々日）現在で支給要件期間3年を満たし、66歳に達した日の前日（66歳の誕生日の前々日）までに受講を開始しないと、受給資格を得られない。

（注2）支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（高年齢継続被保険者及び日雇労働被保険者を除く、一般被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいう。また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等において雇用されるなどにより被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算する。

なお、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しない。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上ないと、新たな受給資格が得られないことになる。

ただし、支給要件期間については、法改正により、平成19年10月1日以降当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができることとなった。

（注3）一般被保険者資格を喪失した日の翌日から、起算して1年以内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない場合は、教育訓練給付適用対象期間の延長申請を安定所の長に行うことにより最大4年まで延長されることがある。

以上が制度の概略です。教育訓練給付金の受給資格の有無については、希望に応じて、ハローワークに支給要件の照会をすることができます。なお、この制度の詳細は厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、そちらをご覧ください。